

ホッブズ『市民論』第二三章における政策あるいは国家の目的

山 本 陽 一

はじめに

一 『市民論』第二三章の特色

(1) 『リヴァイアサン』第三〇章との比較

(2) 『法の原理』第二八章との比較

(3) 共通点——「人民の安全」*salus populi*

二 法人設立の目的と実現手段について

(1) 議論の位相——因果論と目的論

(2) 法の一般性

(3) 政策の分野

三 政策の各論

(1) 防衛

(2) 行政警察

(3) 経済

(4) 無害の自由 *libertas innoxia* の保障

おわりに

## はじめに

本稿は、ホッブズにおける国家の目的を『市民論』第一三章によって考察する。ホッブズの国家は、法人国家であり、この法人がどのようなプロセスによって形成されるかについては比較的よく知られている。スキナーによると、ホッブズは国家法人説を自覚的に説いた最初の理論家であり、その理論は、『リヴァイアサン』第一六章において完成する<sup>(1)</sup>。しかし、法人国家の形成過程について、ホッブズの著作『法の原理』『市民論』『リヴァイアサン』に大筋で大きな違いがあるわけではない。

これに対し、この法人が設立される目的、言い換えると、国家が法人として追求すべき政策の全体像についてはあまり注目されていないように思われる。ここでは二つの対照的な見解を挙げておく。

フッドは、ホッブズにおける国家の目的ないし政策を道徳的問題として位置づけている。それは、国家学上の公共的問題ではなく、国家権力を担う自然人の良心ないし道徳上の義務の問題であるというのである。「国家の機能は、人為的人格の機能である。しかし、最高権力者は人為的義務をもっていない。最高権力者の義務は、単数ないし複数の自然的人格の道徳的義務である。」<sup>(2)</sup>「自然人として最高権力者も、ほかのすべての人間と同様に、神の意思にみずからの意思を従わせる義務を負う。」<sup>(3)</sup>結局、法人としての国家は、固有の目的をもたず、「政策は、経済政策を含め、国家哲学の射程には入らない。」<sup>(4)</sup>

国家の目的は、最高権力者の「職務」として論じられ、ホッブズにあつては最高権力者を法的に拘束する実定法はないのであるから、この「職務」は、政権担当者の「道徳的」義務である。このように、国家の政策論を自然人の道

徳的義務論に還元するフッドの議論は、『リヴァイアサン』第三〇章には当てはまるかもしれない。なぜなら、後述のように、そこでは、征服による国家の目的が論じられ、政策が征服者個人の意図に還元されるからである。しかし、法人国家である以上、征服者といえどもひとつの機関であって、そこで立案される政策は国家全体の利益にかかわる。また、『市民論』第一三章において「自然法」は、理論的命題として政策の合理性を検証する基準であって、政策が国家哲学上の一部門であることがわかる。

ゴルドスミスは、ホップズにおける国家の目的・政策に国家哲学上の意義を認め、それを展望するが、その見方には偏りがあるように思われる。「社会が存在するのは、善き生活の達成を試みるためではなく、生命を維持するためである」、「共通善は、道徳的な善であれ、経済的な善であれ、社会の主要な目的ではなく、生命維持の手段にすぎない」といわれるように、国家の単なる存在だけが政策課題と理解されているのである。<sup>(5)</sup>このような見方は、ホップズにおける法人国家の形成過程、とくに、「万人戦争」の回避というテーマを反映したものであるといえよう。

ゴルドスミスの記述もまた『リヴァイアサン』を主要な対象にして組み立てられており、その限りにおいては、説得性をもちうるかもしれない。しかし、法人国家の設立目的については、ホップズの前記三著のあいだに一貫性はなく、とりわけ、『リヴァイアサン』は、『法の原理』および『市民論』とはずいぶん違う構成をもつ。とくに、『法の原理』第二八章では、明示的に、国家のより善き存在に政策の力点が置かれている。

そこでまず、ホップズの上記三著の該当箇所を比較し、つづいて、『市民論』第一三章における法人の目的を分析する。

## 一 『市民論』 第二三章の特色

『市民論』(一六四二年)は、「古来の国制」が破綻し、内戦勃発の直後に出版された。それは、新たな国家ヴィジヨンを示す意図をもっていた。そこには、法人国家の形成過程とは別に、国家の目的が呈示されている。それは少々奥まったところ、第一三章に書かれている。その直前の第十二章は国家解体の原因を扱い、そこまでが国家の誕生から死滅までを原因・結果の観点から記述した部分である。第一三章で法人国家の目的が展望され、つづく第一四章でその目的追求の手段となる法律が分析される。

### (1) 『リヴァイアサン』第三〇章との比較

『リヴァイアサン』(一六五一年)第三〇章は、その表題および配置という点で『市民論』第一三章と似ているが、中身はだいぶ違っている。一六五一年にはすでに国王の処刑、貴族院の廃止というかたちで内戦は一応収束し、統治権力はラムプ議会に握られていた。『リヴァイアサン』第三〇章は、そうした状況を反映している。

『リヴァイアサン』第三〇章の構成は、新しい国家ヴィジョンの提示ではなく、むしろラムプ議会への助言といった趣であり、『市民論』第一三章とはまったく違うといつてよいほどである。『市民論』第一三章は、政策分野を四つに区分して論じるのに対し、『リヴァイアサン』第三〇章は、「主権を保持する」という政策以前のところから説き起こす。

このように構成が変わった理由は、『リヴァイアサン』第三〇章そのものに見出すことができる。

いつの時代にも、合法的な主権者の権力を暴力によつて蹴散らした者は、自分がその主権者の座に落ち着くまで、どのような称号を名乗るべきかについてその工夫にいつも頭を悩ませてきたが、それは、自分たちを迎え入れる人々に羞恥心を味わせないためであった。主権者の権力の使用を許すよく知られた権利をなにかひとつ持っていることは、大いに人心を集める資質であつて、これをもっている者が臣民の心を自分のほうに転じさせるには、国内に向けては、自らの家族の絶対的支配者として力を示し、敵地にあつては、相手の軍隊を四散させる一撃を加えれば、それだけで十分であり、ほかに何もいらぬ<sup>(6)</sup>。(傍点は引用者)

『リヴァイアサン』第三〇章は、設立による国家において主権者が果たす義務ではなく、主としては、征服による国家において主権者が果たす義務を論じている。『リヴァイアサン』における「臣民の自由」の扱いについて、「そのへ自由」は、へ設立」によるコモンウェルスとは明らかに区別された、へ征服」によるコモンウェルスにおいても主張されたへ自由」であり、むしろそこにおいて強く強調されていた<sup>(7)</sup>という指摘があるが、『リヴァイアサン』第三〇章の主権者の義務についても同様のことがいえる。

たしかに、内容の項目については『リヴァイアサン』と『市民論』のあいだに共通点もある（たとえば、裁判の公正、課税の平等など）。しかし、『リヴァイアサン』第三〇章では、政策実行の手段として、「法律」による強制ではなく、むしろ「学理や垂範」による教化が前面に出され、また、スタッフ（政治上の忠告者と軍事上の指揮官）の適格性について述べられている。これは、『市民論』第一三章には見られない点である。その背景には、王位と貴族院が廃止された状況下で、従来の法律という形式が不可能になったこと、ラムプ議会体制において審議・執行にあたる

有為の人員が著しく不足していたことがあったと思われる。<sup>(8)</sup>

これに対して『市民論』第三章は、設立による国家において主権者が果たす義務に力点を置く。

人間は設計によって国家を打ち立て、そこに進んで入っていった。その目的は、人間の境遇が許す限り喜びに満ちた生活をするのであった。この類型に属する国家にあって、権限を行使する立場にいるものは、立法を通じて、単に市民の生存に不可欠な良き物を豊富に供給するだけではなく、市民が生活を楽しむために必要な良き物についても豊富に供給しなければならない。この義務を果たさない場合、(最高権力を委ねた人たちの信頼を踏みにじることになるので)、自然法に違反して行動していることになる。<sup>(9)</sup> (DC, Chap. 13, § 4) (傍点は引用者)

もともと、ホッブズは、このあと「武力によって権力を掌握した者の場合」についても言及し、「単に臣民の生存に必要なものだけではなく、臣民が強力になるための物を得るよう手配することを顧みないとすれば、征服者は、自らの目的・企図に反して行動していることになるう。」(傍点は引用者)という。しかし、第三章の記述は、随所で「自然法」に照らして主権者の義務を確認するのであって、「征服者の目的・企図」には触れていない。『市民論』は、人間の普遍的属性である「自然本性」に基づいて立論すると冒頭で宣言しているが (DC, Chap. 1, § 1)、『市民論』第三章が「自然法」という普遍的な原理を尺度にしていることも、同書全体の趣旨に合致する。<sup>(10)</sup> なお、ホッブズにとつて自然法は、法的妥当性の根拠ではもとよりなく、また、それは道徳規範というよりも、むしろ理論的命題である。もうひとつ両箇所の違いをあげるなら、「戦争」への評価がある。『市民論』第三章では、経済的繁栄の手段として戦争は戒められているが、『リヴァイアサン』第三〇章ではその記述は削除され、人口過剰の場合には「最後の解

決手段」ながら、戦争が認められた。<sup>(11)</sup>この点は、『リヴァイアサン』第三〇章が、武力征服による国家の義務を扱っていることの証左といえるかもしれない。

ところで、『市民論』は「市民が生活を楽しむために必要な良き物についても豊富に供給しなければならない」とし、限定された範囲で自然権を市民に認めているが、この点をとらえて、『市民論』では『リヴァイアサン』とは異なり、立法府の権威は絶対的なものとして立論されておらず、理論的不備があるという指摘がある。<sup>(12)</sup>

しかし、こうした理論的不備は、主権の絶対性を理論づける箇所、つまり、国家形成のプロセスを扱う因果論の問題である。それは、政策論、つまり、統治技術による利益の維持発展を扱う目的論にかかわるものではない。この議論の位相の違いに注意しなければならない（後述）。それゆえ、そのような理論的不備にもかかわらず、『市民論』第一章は、主権の絶対性を前提することができるのである。「たしかに、人間のうちで最高権力をもつ者は、適切な意味で法と呼ばれる人間の意思に服従することは不可能である。なぜなら、この上ない権力を持ちながら他者に服従することは論理的に矛盾するからである。」(DC, Chap. 13, § 2)。他方、『リヴァイアサン』第三〇章の政策論は、上述のように、ラムプ議会を念頭に置き、征服による国家を対象にしたものであるため、征服者の地位の保全が前面に出て、市民の権利保障は政策課題として後退しているとも考えられ、そのことが立法府の絶対性を強めている印象を与える。

## (2) 『法の原理』第二八章との比較

ところで、『法の原理』（一六四〇年）にも、政策を論じた『市民論』第一三章に該当する箇所がある。『法の原理』第二八章は、『市民論』第一章が政策を四つの項目に分類しているのと同様に、やはり四つの項目を立てている。

だが、その立て方は違っている。『法の原理』では、①人口増加、②生活の利便、③行政警察（治安維持）、④防衛となっている。『市民論』では、①防衛、②行政警察、③経済（国富の増大）、④法的自由の保障となっている。

『法の原理』第二八章の特色は、政策目標に「人口増加」が掲げられている点、および、政策の配列が『市民論』の場合と逆になっているという点に見られる。①人口増加の内実は、生殖行為の管理、いいかえると、生殖の場としての家族の制度化である。政策の配列については、『法の原理』では、人々の豊かな生活を実現する政策から始められ、人々の最低限の生存条件に説き及んでいるが、『市民論』の行論は、これと逆である。この配列を踏まえると、『法の原理』の①人口増加は、人々の豊かな生活にかかわるものであることがわかる。実際、それは、人々の「改善」(improvement)にかかわると言われている。<sup>(13)</sup>

そこで問題になるのは、より豊かな生活を実現する政策として家族の制度化が筆頭に挙げられている理由である。家族の制度化とは、ホップズの場合、合法的な婚姻契約を法律によって確定することであり、『法の原理』では、様々な婚姻契約の例示がある。<sup>(14)</sup> いずれにしても合法的な婚姻契約を確定することによって生殖行為を管理するのであるが、なぜ、このような管理が人口増加をもたらすのだろうか。この点についてホップズはつぎのように述べる。「主権者の権威を有する者が、自然の有益な使用に反するような生殖行為を禁じないこと、すなわち、女性を手当たりしだいに利用することを禁じなかつたり、一妻多夫を禁じなかつたり、しかるべき範囲の血族・親族同士の結婚を禁じなかつたりすれば、それは自然法に反する」<sup>(15)</sup>。

ここにおいて「自然の有益な使用」とは、女性の生殖能力の保全・管理を意味するが、こうした保全・管理を法律によって行なうことで、自然の生産力を高めることができるというわけである。こうした自然の管理による自然の利用という発想は、「技術の目的は利益である」(the end of art is profit)という基本命題として表現される。<sup>(16)</sup> ちなみに、



この命題は『市民論』にも見られる。「水は四方を堤防で囲まれるとよどみ腐敗する。逆にまったく堰き止めなければ、水は四方に流れ出す。つまり、水は多くの出口があれば、それだけ自由なのである。これと同様なことが市民に ついても言える。……」(DC, Chap. 13, §15)

これに対して、『市民論』第三章では、人口増加という政策目標は取り下げられ、人口増加はそれ自体として追求される政策ではなくなり、むしろ、それは必ずしも良き生活をもたらさないとさえ認識されているように思われる。『市民論』では、人口増加はつぎの文脈で語られる。

海洋上の島に建てられた国家で、居住に必要なだけの土地しなくても、そのような国家が富裕になるには、農業や漁業に頼らなくとも、交易と手工業さえあればよい。しかし、いうまでもなく、この島国がほかに住める領土をもっている場合、人口が従前どおりであれば、従前よりも豊かになり、人口が増加しても従来どおりの豊かさを維持できる。(DC, Chap. 13, §14) (傍点は引用者)

ここでは、人口増加はそれ自体で豊かさの原因とは考えられていない。人口が増加せず、社会全体の富が増えれば、一人当たりの豊かさは従前よりも大きくなる。逆に、社会全体の富が一定であれば、人口増加によって一人当たりの豊かさは従前よりも小さくなる。このように、人口増加は、良き生活をもたらす単独の原因ではない。

むしろ、『市民論』では、良き生活をもたらす原因は、「交易と手工業」の発展であると理解されている。<sup>(17)</sup>「交易と手工業」の推進は、『市民論』第三章が掲げる四つの政策目標、①防衛、②行政警察、③経済、④法的自由の保障のうち、③の細目のひとつである。

他方、『法の原理』第二十八章では、『市民論』第三章の政策目標の③経済と④法的自由の保障が、「生活の利便」(the commodity of living)としてくくりにされている。『法の原理』において「生活の利便」は、人口増加に次ぐ政策課題であり、「自由と富」を不可欠の条件とするといわれる。人々に「富」を獲得させるための条件としては、産業の整備、労働の確保調達、俵約が挙げられている。<sup>(18)</sup>しかしここでは、「交易と手工業」の意義は特筆されていない。その意義が認識されるためには、「交易と手工業」が天然資源への直接的な働きかけとは違う非自然的な労働による、という理解がなくてはならない。

また、上記のように、『法の原理』第二十八章では、『市民論』第三章における④法的自由の保障が独立の項目として扱われていない。このことの意味も大きい。『法の原理』において、自由は、国家権力の不在という「事実」であって、「権利」として規定されていない。「自由」とは、「国家の福利にとって必要不可欠なことを除き、自然的自由が制限されていない状態」である。<sup>(19)</sup>これに対して、『市民論』では、「自由は、実定法の許可によって手付かずのまま市民に残されている自然権の一部分である。」(DC, Chap. 13, § 15)とこわれている。

このように自由を法的権利として把握することは、立法府や裁判所の理解にも影響しているように思われる。『法の原理』第二十八章では、裁判所は、権利保障という文脈ではなく、行政警察の細目として論じられる。とりわけ、おそらくインズ・オヴ・コートなどを念頭において裁判官・法律家の同業組織が言及され、その独立性が警戒されている。<sup>(20)</sup>これに対して、『市民論』では、罪刑法定主義が強調される。

さらに、所有権の確立について、『法の原理』第二十八章は、行政警察の項目で論じるが、『市民論』第三章にその議論はない。『法の原理』の趣旨は、私的所有権を確立しなければ、紛争の原因になり、治安維持の観点から望ましくないというものである。

国内の平和を維持するためにはどうしても算段し講じなければならぬことが非常に多くあるが、それは、騷擾をもたらしにくつかの原因があるからである。そこで第一として、各臣民にはその所有、すなわち、他から区別された土地と動産を整然と呈示して、各人が働きかけてみずからの勤勞から得られる便益をもてるようにしなければならぬ。そうしたものの「排他的所有」がなければ、人間は、アブラハムとロトの牧夫がやったように相互に争うだろう。あらゆる人間は、共通の便益のできるだけ多くを侵害し不正に使用するのであり、それは、紛争と騷擾をもたらし可能性が高い。<sup>(21)</sup>（「内は引用者」）

この議論は『市民論』では政策論からは削除され、法人国家の設立理論のほうに移されている。このことは、私有財産制が国家の存在そのものに組み込まれるべき基本的制度であって、政策によって採否を左右される問題ではないということを意味する。

国家が設計・樹立されるまで、すべてのものはすべての人に属する。そこには自分自身のもと呼べるようなものは何もない。他人も自分と対等の権利により、同じものに対して自分のものだ主張しうるのである。（というのは、すべてのものが共有されている場合、一人の人に固有のものは存在し得ないからである）。以上から、私有財産と国家は、同時に、その姿を現したことができる。（DC, Chap. 6, § 15）（傍点は引用者）

(3) 共通点——「人民の安全」salus populi

以上のように、『市民論』第一三章の構成は、『リヴァイアサン』および『法の原理』の該当箇所と比較してみると、

国家のとるべき政策をもっとも包括的かつ整然と展開しているということが出来る。『リヴァイアサン』第三〇章は、武力征服による国家の政策論であり、市民の法的権利の保障よりも、主権者自身の地位の保全が焦眉の急であり、より豊かな生活の展望は主要な目的ではない。それに対して、『市民論』第三章は、いわゆる社会契約によって設立される国家の政策を論じている。そのため、政策が人間の自然本性とそこから導出される理論的命題の自然法に照らしてその合理性が検証されている。また、『法の原理』第二十八章は、『市民論』第三章と外見的には似た行論であるが、経済発展の原因および私有財産制の位置づけ、また、法的権利の保障という点で、未整理の感がある。

ところで、上記三著の該当箇所には共通点もある。それは、目的論的な摂理の思想を背景に(次章(1)参照)、国家のなすべき政策が、「人民の安全 *salus populi* は最高の法である」という古典古代の観念から導かれていることである。

「人民の安全」の観念は、古代ローマの共和制のもとで使用されたが、一七世紀イングランドでは、国王に対する議会権力を正当化する役割を果たした。スキナーによると、この観念は、一六四二年三月の民兵条令を正当化する根拠のひとつであった。すなわち、この条令により議会は軍の指揮権を国王から剝奪したが、もとより、それは国王の裁可を得られるはずもなかった。そこで、議会としては国王の裁可の無い両院だけの決定が法律として妥当すると主張しなければならぬが、その根拠としてこの観念が用いられた。議会は、最高法によって「人民の安全」を図る義務を課されているというのである。<sup>22)</sup>

しかし、「人民の安全」は、国王大権を正当化する役割も果たした。すなわち、「民主政にあつてはたしかに人民の最高権力の安定が最高の法であるが、君主政にあつては国王の最高権力の安定が最高の法なのである」<sup>23)</sup>。実際、国王も、「人民の安全」を実行する責任を、神に対してのみ負うという限定つきで論じることができた。<sup>24)</sup>

また、このように両義的な観念は、この最高法の下位規範の適用によって不都合な結果が生じる場合に、その適用

を免除するために用いられた。したがって、この最高法は、個別の状況に応じて、結果の良し悪しを考慮する裁量、また、その裁量行使する「慎重」あるいは「エクイティ」を意味した。それは、結果の良さによって裁量を正当化する帰結主義的な観念である。それが行使されるのは、価値中立的な分野に限られた。<sup>(25)</sup> つぎのヘンリ・パーカーの議論は、この帰結主義的な用例である。

人間の法のうち最高の法は、人民の安全 *salus populi* である。この法を前にして全ての法はほとんど停止し、神は、人民の安全が危険にさらされるよりもむしろ、御自らの多くの法の適用を免除する。また、わたしたちが必要性と呼ぶ鉄の法それ自体、この法に仕えるものにほかならない。というのは、一国民が亡ぶよりはむしろ、どんなことでも、必要なこととして理解され、したがって、それは必要性によって適法と理解されるべきだからである。<sup>(26)</sup>

では、ホッブズにおける「人民の安全」の用法はどのようなものであろうか。ホッブズは、法人としての国家を論じるから、この法人の代表者は国王でも議会でもかまわず、その権力は、法人としての国家に帰属する。したがって、「人民の安全」の両義性は、法人理論に適合的である。

また、法人の権力行使は、単に最高法に合致するという適法性だけでなく、それに従うことが利益をもたらすという帰結主義によっても正当化される。『市民論』は、つぎのように適法性と帰結主義を結び付けている。「人民の安全という原理は、君主に自分が負う義務の内容を法として命じるが、同時にそれは、君主に自分の利益を促進する方法を教示する。」(DC, Chap. 13, § 2)。『法の原理』も、「1. 最高権力をもつ人々の上にある法、2. その人々の義務、

3. その人々の利益は、同一のものとして、次の一文「Salus populi suprema lex に含まれる」と述べる。<sup>(27)</sup>  
 ただし、ホッブズの場合、このような帰結主義による国家権力の正当化は、価値中立的な分野に限られない。ホッブズは、「最高権力者あるいは一国の最高権力の代行者（一人の人間であるか複数の人間であるかにかわりなく）は、自分たちが市民の永遠の救済に不可欠だと信じる礼拝についてその教理と実践を徹底周知させる義務を負い、それに反する教理や実践を認めてはならない」(DC, Chap. 13, §5) ということに賛成し、信仰の領域も政策の範囲に含まれると考えている。ただ、実際には、『市民論』は、世俗生活の問題だけを扱うので、当時の用法に従っているようにも見える。

## 二 法人設立の目的と実現手段について

国家という法人の設立目的は何か。『市民論』第一三章はこの問題に取り組む。ここでは、主権者の「義務」が論じられるが、この「義務」論の内実は、「政策」の一般理論である。このことは、『法の原理』第二八章冒頭でも、はっきりと示されている。

これまでの議論は、国家がいかにして形成され、いかにして死滅しうるかという点についてであったが、本章では、国家の保全涵養について一言しておかねばならない。しかし、個々の政策に立ち入るのではなく、施行されるべき政策の一般的項目をまとめることを目的としている。その項目がそろうところに、最高権力を有する一人

ないし複数の人間が負う義務は成り立つ。というのは、最高権力者の義務は、人々に善政をほどこすところ成り立つからである。<sup>(28)</sup>

国家には防衛や警察のように、平和・治安を維持するために不可欠な仕事があるが、それだけではない。国家という法人自体が、たくさんの富を得て、その富を構成員に何らかの仕方でも分配していくことも法人国家の重要な仕事である。では、どうやって国富を増大させるのか。それが経済政策である。また、ホッブズは、法人国家の経済政策の前提として「無害の自由」の保障をあげている（後述）。これは、法律が許容している自由であり、それが立法府と裁判所によって保障されなければ、市民は安心して経済活動をすることができない。

(1) 議論の位相——因果論と目的論

『市民論』第一三章は、法人国家の目的を提示するにあたり、まず、第一節において権力をめぐる権利と使用（*use et exercitium*）を区別する。権力がどのように形成され、だれの手にあるか——国家権力を所有する権利者はだれか——というのは、第一二章までの行論ですでに解決済みの問題である。それは、国家を統治する権利の所在についての因果的説明であり、簡単にいえば、社会契約による法人国家の形成論であるといつてよい。そのうえでつぎに、この権力をどのような目的に使用するのが本章で論じられる。

この権力の「使用」という議論の位相は、それまでの因果論の位相とは違ったものである。ホッブズはその違いについて論じているが、現代のわたしたちがそれを理解するには少し努力を要する。

この権力の「使用」というテーマは、当時のイングランドにおいて重大な問題であった。ホッブズは、別の箇所

権力をめぐる所有権と使用権は同一でなければならぬといっている。この議論は、「権利と使用」を区別する本章の議論と一見矛盾するように思われるかもしれない。

戦争の剣、あるいは、正義の剣を所有する権利は、所持者が自らの判断に従ってその剣を使用する権利にはかならない。それゆえ、剣の所有者は、その適正な使用をめぐって決定する権限、判定を下す権限を合わせもつていなければならぬのである。仮に、判定を下す権限が、執行の権限をもつ人とは別の人に握られているとすれば、何も実行されないであろう。この場合、判定者は自分の命令を実行させることができないので、下された判定は実効性をもたないのである。(DC, Chap. 6, § 8) (傍点は引用者)

一六四二年六月に議会が出した『提案十九条』は、この論理に立っている。<sup>(29)</sup>そこにおいて議会は、国王が関与する人事、軍事、婚姻などについて議会の同意を条件にした。そこには、この条件に国王が違反したかどうかを判定する権限も議会にあると書かれている。『提案十九条』は、議会が国王に執行権を委任する条件であった。これに対して、国王は、みずからの行政が固有の権利に基づくものであり、その根拠を「古来の国制」に求め、議会との委任関係を否定した。つまり、国王は、議会から独立した権限をもち、単なる執行機関ではないというのである。結局、『提案十九条』を国王が拒否してイングランドは内戦に突入するのであるが、権力の所有権と使用(執行)権を分離することは、そういう危険をはらんでいた。

ホブズはこの危険を回避するために、注意深く、「権利と使用」を区別すべきだと論じた。それは、所有する権利と使用する権利という区別ではない。権利の内容としては所有と使用を一つにくくり、「権利問題」とは別の「事



「実問題」として「使用」を論じているのである。これは、一四世紀の清貧論争におけるフランチェスコ修道院側の論法を思わせる。清貧を説く修道院といえども、最低限の衣食住は必要である。そうした物を権利として所有することは清貧の理念に反する。そこで、物の使用は権利の問題ではない、つまり、「いかなる使用の権利あるいは用益権も伴わないような事実としての単純な使用」であるとして、最低限の必要物を使用しつつ、無所有の清貧を説いたのである。<sup>30</sup>この論理を使えば、国家権力の「使用」は、単純な事実の問題であり、使用者が権利者と正当性をめぐって対立することは論理的にはありえない。本章の課題は、権利問題ではなく、事実問題である。この点をふまえて次の文章を読むべきであろう。

権限の所有とその使用の担い手が分けられている国家の統治は、神がこの世を統治する通常のやり方に似ている。すなわち、神は万物の第一位を占める動因として、第二位以下の諸原因が織り成す秩序を媒介にして自然の結果を生み出すのである。これに対して、支配権を所有する者が、すべての判断、諮問、公共の行動に直接参与して事案を処理するやり方は、神自身が自然の秩序に反してでも、万物に直接にその意を働かせる対応の仕方に対応する。(DC, Chap. 13, §11)

権力を所有する権利が神にあるかどうかは、権利問題である。それが神にあることを前提した上で、神が他者を媒介にして間接的にみずからの「目的」・「意図」を実現するのが、自然的過程であり、他者を媒介することなくみずからの「目的」を実現するのが、奇跡（超自然的過程）である。そして、その場合の目的とは、神が創造したものの「保全」であると考えられる。いずれの過程を経てこの目的が実現されるかは権利問題ではなく、事実問題である。

この「神」のところに「国家」を代入すると、国家の目的とそれを実現する手段が課題になる。国家における目的とは、「人民の安全」(salus populi)である。ただし、この目的の実現が「自然的過程」を経るか否かは、個々の国家によって異なる事実問題である。そこにはさまざまなヴァリエーションがあり、「そのようなことならについては、それぞれの国家で実際の政治に携わっている専門家に委ねなければならぬ」(DC, Chap. 13, §1)。しかし、およそ国家であれば追求しなければならない目的として「人民の安全」がある。そして、この古典古代の観念は、人間も神によって創造され・保全されるべきもの、という摂理の思想によって支持されるのである。

ちなみに、アダム・スミスも権利問題と事実問題を区別する文脈で、人間が「自然の目的」を実現する手段について論じている。そこには国家への言及はないが、事実問題が目的論によって構成される点はホッブズの議論と類似する。

自然が人間を指揮してこうした「自己保存と種族の繁殖を実現する」手段の大半に向かって進ませる方法は、誕生当初から備わるすぐさまに働く本能であった。飢え、渇き、両性を結合する情念、楽しみへの愛好、苦痛への戦慄、こうした情念は、わたしたちを後押しして、そういう手段をほかでもない手段そのものへの関心から使用するように仕向ける。もとより、自然を指揮する偉大な主はそうした手段によって恵み深い目的を生み出そうと意図したが、わたしたちは、その目的を生み出す傾向がその手段にどれぐらいあるか、全然考えもしないで手段を用いる。(二)「は引用者による挿入」<sup>31)</sup>

(2) 法の一般性

すでに触れたように、「人民の安全は最高の法である」という観念には帰結主義的な側面があり、ヘンリ・パーカーにも見られた。彼は議会絶対主義の立場をとり、権力の絶対性を説く点ではホッブズと同じである。しかし、パーカーの議論は、結局、「必要は法を持たず」(Necessitas non habet legem) という結論にいたる。<sup>32)</sup>「一国民が亡ぶよりはむしろ、どんなことでも、必要なこととして理解され、したがって、それは必要性によって適法と理解されるべきだ」(前出)。

これに対して、ホッブズは本章第三節で、法の存在意義を力説している。具体的に国家の政策が論じられるのに先立って、法の存在意義が強調されるのはなぜか。それは、国家の政策は、法律に基づいて行われなければならないとホッブズが考えているからである。それは一種の「法治国家」である。ただし、この国家自身は法律に自己拘束されないし、「法(コモン・ロー)の支配」を受けない。

法律については第一四章で別途論じられ、本章第三節では法律の一般的な機能が示される。「適切な法律」は、「できるだけ多くの市民の福利を、しかもできるだけ長い期間にわたって提供」する。そして、その「できるだけ多くの市民」という場合、「あの人この人といった具体的個人としての市民であってはならない。最高権力者がその資格において市民の身の安全を図る手段は、法律によるしかなく、その法律は、普遍的性格のもの」だという。要するに、法は一般的でなければならない、というのである。

法が一般的でなければならないという要請は、立法に当たって個別の事情を斟酌してはならないということであるから、法律の内容について差別を禁じる。このことは、自然状態における人間の平等から理解される。しかし、不平等な法律もまた、法律として妥当するとホッブズは論じる。「現在みられる、富、権力、門地の不平等は、実定法に

よって発生した」(DC, Chap. 3, § 13)。その実定法が、法的妥当性をもつ要件は、立法者がだれであるかが認識されていること、立法の内容が公布と解釈を通じて認識されていること、以上の二点がある (DC, Chap. 14, § 11-13)。立法の実質的内容が善良であることは、法律として望ましいけれども、その妥当性とは関係がない。

法の一般性は、もうひとつ重要な意味を持っている。それは、立法と裁判の機能分離を論じる根拠である。立法院は個別具体的な事例を念頭において法を作ってはならない。個別の事例に対して法を解釈・適用するのは裁判所である。この役割分担がうまくなされることは、法治国家のひとつの条件である。ホップズも、法の一般性がこのような権力の機能分化を帰結すると認識している。ホップズがいうように、なるべく多くの個別事例を包含する一般的な法を作ろうとすれば、広い外延の言葉遣いになるだろう。それゆえ、法の内容を正確に「知る」には解釈が不可欠である。法の認識は、法的妥当性の一要件であるが、同時に、そこには、ホップズが危惧する自由な法解釈がおこなわれる余地がある。自由に法を解釈する裁判所は、もうひとつの立法院になる恐れがある。では、法の一般性の帰結としてこうした自由な法解釈が避けられないとすれば、どうすればよいだろうか。この問題に対する答えは、本章の最終節にある。

### (3) 政策の分野

国家が法人として追求すべき目的、政策を論じる際にどのような分野が考えられるだろうか。本章ではその分野の区分方法としてふたつのやり方が示されている。ひとつは、人々の幸福に不可欠なもの(必需品)と、その幸福に不可欠ではないが生活を快適にするもの(便宜品)という区別である(第四節)。

もうひとつの区分は、現世の幸福に資するものと、来世の幸福に資するものという区別である(第五節)。だが、

この区別に基づいて、政策を論じることはあえてしないとホッブズは述べる。来世の幸福とは、宗教的な救済であるが、そのための要件は何かという教義の問題がかかわってくる。この問題は、主教戦争の原因になっただけでなく、三十年戦争におけるイングランドの立場とも関係する。そんな現実と密接にかかわっている問題を扱う余裕がホッブズになかったということであろう。

結局、本章で論じられる政策は、第一の区分に応じた世俗の幸福についてである。その幸福は、国家が、「立法を通じて、単に市民の生存に不可欠な良き物を豊富に供給するだけではなく、市民が生活を楽しむために必要な良き物についても豊富に供給する」(DC, Chap. 13, §4) というところに成り立つ。

本稿第一章(1)で述べたように、ホッブズがここで問題にする政策は、「設計によって」打ち立てられた国家のそれである。それ以外のタイプの国家としてホッブズは「獲得によって」打ち立てられた国家を挙げる。それは「自然的国家」とも呼ばれるが、それが形成される原因は、実力による征服戦争である。それが『リヴァイアサン』第三章の論題であったことはすでに述べた。一方、「設計によって」とは、社会契約によって政権担当者を創立する方法を意味する。このタイプの国家において採られるべき政策の議論では、国家を自主的に形成した人間の自然本性とそこから導出される自然法が参照される。

さて、生活に不可欠なものといふ区別に従い、ホッブズはさらにこれを細分する。まず、生活に不可欠なものとして、①外敵からの防衛、②国内平和の維持が挙げられる。生活に便利なものとして、③公共の安全保障と両立する限りにおける富の獲得、④法的に許される行動の自由を完全に享受することがあげられる。これらを単純化していうと、①防衛、②行政警察、③経済、④法的自由の保障である。

このような分野を扱う学問は、のちにアダム・スミスが「自然法学」と呼んだものである。スミスは、「実定法の

システムは、自然法学のシステムに多少なりとも近づこうとする不完全な試み<sup>(33)</sup>であるとして、自然法学を構想した。それは、司法、治政（商品価格の低廉、治安、衛生）、歳入、軍事から成り立つものであって、スミスは、この学問の先行者のひとりとしてホッブズの名前を挙げている。<sup>(34)</sup>

### 三 政策の各論

#### (1) 防衛

本章第七節と第八節のテーマは防衛である。ホッブズは、防衛のあり方として、先制攻撃あるいは征服には否定的である。その理由は、リスクが高すぎるといふものであり、この点で法人国家レベルの議論は、個人レベルの自然状態の記述にも通じる。「張り合っている当事者が平等であるため、勝利によって決着の付くことがあり得ない戦争は、その本質上、永続的である。勝利したまさにその人が、常時危険に脅かされ、最強の者ですら生き延びて天寿を全うするのは奇跡に等しいのである。」(DC, Chap. 1, § 13)。ホッブズの理想は、軍事力による膨張主義ではなく、勤労による産業立国である（後述）。

国家の防衛が必要なのは、国家間の関係が「自然状態」だからである。個人と個人の関係としての自然状態は社会契約によって解消するが、国際関係においてはそうではない。それは、戦争状態であり、一九世紀末に「金と兵とは、有る道理を保護するの物にあらずして、無き道理を造るの器械なり」と評された国際関係である。<sup>(35)</sup>

したがって、自然状態における国家の防衛は、自然権によって正当化される。自然権の主体は自然人だけではなく、

法人たる国家もまたその主体である。国家の自然権も、それが「生まれたときから」存在する。すなわち、自然状態の個人は、自己保存を図る目的でその自然権を移譲するのであるから、その時点で移譲された権利が、国家の自然権たる防衛の権利である。それは、個人に由来するが、法人としての国家に帰属する権利であるから、国家固有の権利であるといえよう。

国家が相互に対して置かれている状況は、自然状態、つまり、敵意を抱いた状態である。国家間の戦争が終わった場合でも、それは平和ではなく、一時的な休戦と呼ばれるべきである。この間、戦争の当事国は相手国の動きと態度を監視するのであって、自らの安全を評価する基準は、合意ではなく、相手国の力と計略を知らせる情報である。すでに述べたように、自然状態においては恐怖心を抱いても正当である以上、そこに有効な合意は生まれない（第二章一節）。この事実に照らすなら、相手国に対して警戒を怠らないことは自然権によって正当化される。以上から、国家の防衛にとって第一に必要なことは、秘密情報を集める者がいて、国家に危害を加える能力のある者の計略と動きについて可能な限り前もって予測することである。（DC, Chap. 13, §7）

ホップズによると、機密情報は、「政治的視覚」がはたらくための「光」である。国際政治の世界が暗闇であるとしても、何とか光を見出さないといけない。「政治的視覚」は、法人国家の目であり、自然人の「自然的視覚」に相当する。また、機密情報は、蜘蛛の糸にもたとえられている。この「糸」は国外だけに張られるわけではないだろう。

それは、蜘蛛の糸になぞらえることもできる。この上もなく上質の糸があらゆる方向に広がり、糸のくぼみに潜

む蜘蛛に外部の運動を伝える。蜘蛛は糸を張り巡らさないでは、姿を現す時機および接近していく方向を知ることとはできない。それと同様に、最高権力者は、秘密情報の収集機関なしに、臣民の防衛のために必要な命令を出すことはできないのである。(DC, Chap. 13, §7)

ところで、『法の原理』の国防論では情報の収集は論じられていない。そこにおいては、不必要な戦争をしないということが説かれている。

戦争をそれ自体として好む国家あるいは君主の動機は、野心、虚栄心にほかならず、あるいは、隣国からこうむつた些細な権利侵害や不面目に対してことごとく問責し報復しようとするのであって、もしこうした国や君主が自らを破滅させないとすれば、それは彼らの運勢が、合理的に期待される以上に良いからであるに違いない。<sup>(36)</sup>

ここで問題にされている戦争は、「戦争それ自体」を目的として行われるものであって、国富の増大を目的として行なわれるものではない。国富の増大を目的として行われる戦争については、『市民論』で否定的に触れられるが、戦争それ自体を目的とする戦争の記述は、削除されている。『市民論』の国防論が情報収集の重要性を強調するようには、国防は、合理的な計算によるのであって、運勢の良し悪しによるのではない。その国の政府が野心や虚栄心から戦争を起こし、それでもまだ滅亡しないのは運が良かっただけだ。これは戦争に限ったことではない。政治家の野心や虚栄心から場当たりに予算化される事業は、そもそもまじめな政策論に耐え得ない。

戦争には情報のほかに、お金と兵隊が必要である。市民を強制して武装させ、戦費を供出させなければ、戦争は遂



行できない。しかし、ホッブズは、兵隊の招集に触れていない。誰が兵士として戦うべきかという問題は、当時の内戦と深くかかわっていた。

兵士を招集する権限は、いわゆる「戦争の剣」に当然含まれ、国家の本質に属する。「戦争の剣と正義の剣という両剣は、まさに国家の本質上、必然的に、最高権力の内部に組み込まれている。」(DC, Chap. 6, §7)。これに対して、兵士の招集方法は、政策によって変わりうる。<sup>(37)</sup>『市民論』出版の前月、民兵条令が出されている。民兵は、平時は各自の生業を営み、戦時に臨時の兵隊として編成される。民兵制は、非常時にかぎり、一定以上の有産市民すべてに戦う義務を課すもので、職業的軍人からなる常備軍とは違った制度である。一七世紀イギリスの民兵は、「中央権力に対する地方権力の対抗手段としての軍事力」であった。<sup>(38)</sup>これが、内戦において議会軍を構成する。他方、国王軍は、貴族や有力者の封建的主従関係に基づく軍事力であり、装備と経験において議会軍に勝っていた。<sup>(39)</sup>一六四五年、議会は形勢の不利に対処するため、傭兵軍の組織を命じた。これがニューモデル軍であり、ネイスビーで大勝利したが、民兵制を形骸化したといわれる。<sup>(40)</sup>

軍事費についてホッブズの意見は、臨時ではなく常時の予算化が必要だといっている。ホッブズの念頭には、船舶税の問題がある。チャールズ一世は臨時課税として行われていた船舶税を頻繁に行うようになり、それが税不払いの問題を引き起こしていた。<sup>(41)</sup>「人々の財布の紐は固い。人間はほぼ例外なく、いったん自分の手に入ったものは断固として自分の私有財産とみなし、そのほんの一部を共同体に支払うよう強制されるだけでも侵害を被ったと思うものである。」(DC, Chap. 13, §8)

ホッブズの立論では、私有財産は不可侵ではなく、最初から法律によって制約されたものとしてしか存在しえない。その法律は、法人国家の意思であって、個々の構成員の意向とは独立に存在する命令である。このようなホッブズの

立論は、「法律の留保」はあるにせよ、自然状態である国際関係において国家の機動力を高める。

これに対して、私有財産権を法律の所産ではなく、自然の恵みあるいは自然に働きかけた人間の労働の成果であると考えたとすればどうだろうか。この場合、私有財産権は国家に先行して存在し、実定法ではなく自然法によって正当化されることになる。その意味において、財産は不可侵である。「財布の紐が固い」理由のひとつはそこにある。そして「財布の紐が固い」とは、政府に簡単には戦争をさせないことが市民に可能だ、ということである。<sup>(42)</sup>

ホッブズは第八節の末尾で国防の観点から外国人の取り締まりに言及している。ここでいう「外国人」はどういう人たちだろうか。ホッブズの自然状態は、国家以前の状態であるから、無国籍の状態である。では、国家が形成された後、国籍をもつとはどういうことか。ホッブズ流にいうと、社会契約の当事者であるということだ。逆に、外国人であるということは、社会契約を結んでいないということである。この契約の中心には、私刑の禁止がある。社会契約の外側にいる人たちは私刑の権利を留保しているわけである。ここから、「君主は、自らが恐怖を感じる外国人の力を暴力あるいは詭計によって弱体化することができる。」という帰結が導かれる。その精神は、外患誘致罪に見られるものと同質であるように思われる。もつとも、歴史的に見ると、ホッブズの契約論的な非歴史的国家観は、後退していった。国民国家は同じ歴史によって分ちがたく結ばれた共同体だという民族主義が強くなって現代に至っている。

## (2) 行政警察

国内の平和、治安を維持する政策として、高等教育の管理(第九節)、税制の公平性(第一〇―一節)、党派の監視(第一二―一三節)があげられる。ここでホッブズは、私刑の禁止、つまり、国家による刑罰権の独占を前提している。それは、「国家の本質上、必然的に、最高権力の内部に組み込まれている。」(DC, Chap. 6, §7)。刑罰権によ

る犯罪の取り締まりは、いわゆる司法警察の機能であり、ここでの問題ではない。司法警察は、国家の存在に直接かわり選択の余地がないものであつて、法人国家の形成過程の問題である。ここで論じられるのは、いわゆる行政警察であり、犯罪の取り締まり以外の方法による治安維持である。

(a) 高等教育の管理

本章第九節で「意見を管理せよとホッブズは言う。すなわち、思想の統制、言論の自由の制限である。そこには、「意見」の根底性と教育の効果についてのつぎのような理解がある。「およそ意志に基づく行為は、ある原動力から生じるが、いうまでもなく、それは意志から必然的に生じるのである。意志は、行為を實行ないし差し控えるというかたちで抱かれるが、これは、善悪について各人が抱く意見に依拠している。」(DC, Chap. 6, § II)。「教育によって長い時間をかけて獲得される意見は習慣として身につけているので、実力によって急激に取り除くことはできない。したがつて、そうした意見はやはり時間と教育によって取り除かなければならない。」<sup>43)</sup>

ここで管理されるべき意見とは、『法の原理』が列挙するように、「自然法、国家の属性、法一般の本質」についての意見である。<sup>44)</sup> ホッブズは、こうした問題について「真の教義」を教えることによって「反政府的な行動を正当化したり、そうした行動への権利を主張したりするように見えるあらゆる意見を人々の良心から根こそぎにすること」<sup>45)</sup>が必要だという。

意見の根底にあるのは教義であり、それは、平和を破壊する元凶である。「それは、最も熾烈な戦争が、同一宗教内でのセクトの対立・同一国内での党派の違いから発生するという事実に顕著である。そこでは人々が、教理あるいは政策をめぐつて衝突する。」(DC, Chap. 1, § 5)。では、その教義はどこから生まれるのか。その有力な源泉のひとつ

つが大学である。大学は、主権国家が登場するよりも数世紀前からすでに存在していた自治団体である。大学は、イングランドでは長らく聖職者を養成する機関であった。世俗の国家権力の絶対性を説くホップズがこうした自律性を保つ中間団体を批判するのは当然である。

こうした誤りを無教育な人たちに媒介するのは説教者だけではない。学問的探求に時間を割けるほど恵まれた人たちが、あるいは、青年期に大学で教えられた誤りを今度は自分たちが教師となって受け売りする人たちもまた、日常の会話を通じて誤りを媒介する。したがって、逆も真なりで、健全な教理を導入したいのであれば、大学からはじめなければならぬ。国家理論の基礎が真理である限り、また真理として論証される限り、大学こそ、その基礎を据えなければならない場所である。(DC, Chap. 13, §9)

『法の原理』でも、大学教育のありかたが批判されているが、そこでは、アリストテレスが名指しされている。

上記の意見は、私的な教示、公的な教示から生まれてきたのだが、その教示をする者たちが受け入れた意見の根底にある論拠や原理は、彼らが大学でアリストテレスやほかの著者たちの学説から学んだものである。道徳学と政治学についてアリストテレスらは、論証をもっては何も語らず、ただ、民主政に酔いしれて、みずからの意見を言葉巧みな詭弁によってそれとなく教え込んだのである。<sup>(46)</sup>

ホップズにとって「真の教義」とは「科学」である。「科学」とそうでないものの区別はどのようになされる

のか。本節には、その点への言及がある。学識の真理性は命題の正しさにあり、その命題は言葉によって構成される。その言葉は事物を指示するから、言葉が事物の本性をとらえた明晰な表現であるとき、その命題は真であり、そこから演繹されることもまた真である。これがホッブズの理解である。では、事物の本性の解明はどのような方法によってなされるのか。それは、対象の分析と総合であり、『市民論』の序文では、国家と機械時計との類比によって言及されている。この分析と総合の方法については『物体論』が詳しい。

なお、『法の原理』では、「青年の心は白紙のようなものであり、どのような教えでも受け入れることができる」といわれているが、これが、『市民論』の「理論に毎日触れていれば、それが誤った理論であっても、また、つばから無作為に選り出した言葉の札をつなぎ合わせて作った命題のように、皆目理解できないものであっても、当面は支持される。」(DC, Chap. 13, §9) という記述の背後にある。

#### (b) 税の公平性

第一〇節のテーマは課税である。<sup>(46)</sup> この問題は多面的である。それは、前出の船舶税という形で防衛問題とも絡み、また、国民の不満の原因となって政情を不安定にする。一般的には、国家の収入がなければ、予算は立てられず、予算の裏づけのない政策は画餅にすぎないという意味で、課税は国家の根幹にかかわる財政の問題でもある。

税金はホッブズによれば平和の購入代金である。それは公平に課されなければならない。

市民が社会に供与する資産は、市民が平和の購入にあてる対価にほかならない。ここから導かれるのは、平等に

平和を享受する市民は、国家に対して平等な負担を、金銭あるいは労役というかたちで払うべきだという論理である。(DC, Chap. 13, § 10)

では、負担の平等をはかる方法はなにか。それは一種の消費税である。その論理は以下のとおりである。所得増大の機会として平和を多用した人は、たしかに自分のために働いたが、国家としてみれば、それは国富の増大である。したがって、この場合、国家が提供する平和に対して、国富の増大というかたちで貢献しており、平和の利用に対価が支払われている。また、所得の低い人は、国富の増大に相対的に貢献していないが、そもそもそれだけ平和を利用していないと考えられるので、多くの支払いを要求されない。

他方、消費拡大の機会として平和を多用した人はどうだろうか。ホッブズによれば、儉約は国富の維持につながるが、消費は国富の減少を意味する。そこで、ホッブズは、消費拡大の機会として平和を多用した人は、享受した平和に見合うだけの対価を払うべきだというのである。それは、国富を減少させたことへの懲罰的な意味を持つといえるかもしれない<sup>(49)</sup>。こうしたホッブズの理解の基礎には、国富は財貨の多さであり、消費はそれを減らすから悪であるという考えがある<sup>(50)</sup>。

ところで、『リヴァイヤサン』第三〇章が税負担比率を論じる手法は、『市民論』第一三章とはかなりちがっている。『市民論』では、所得が同一であるという与件のもとで、消費に応じた国家経費の負担が論じられる。これに対し、『リヴァイヤサン』での与件は、金持ちの命も貧者の命も同じ値段、したがって、それを保障する費用も同一であるというものである。その上で、「多く労働し、労働の成果を貯蓄し、わずかし消費しない人が、怠慢に暮らし、わずかし稼がず、収入の全部を蕩尺する人よりも多く課税されるのは、両者が国家から平等な保護を受けていることを考

えると、不合理である」といわれる。<sup>(51)</sup>だから、消費税を導入すれば、「私人の贅沢な浪費によって国家財政が詐取されることはない」。『リヴァイアサン』で比較されているのは、所得が似通った勤労市民ではなく、金持ちと貧者であり、また、怠慢な浪費者と堅実な労働者であって、そこでの共通点は、命を一つ持つことだけである。ここから、『リヴァイアサン』第三〇章が社会契約によって成立する同格市民の国家ではなく、勝者と敗者が歴然としている征服国家を念頭に置いていることがうかがわれる。

### (c) 党派の監視

第一二節では、「従順な市民を支援し、党派を好む市民を力の限り弾圧すること……によらずして、国家公共の権力も、市民の平穏も、維持することはできない。」と述べられ、つづく第一三節で以下のように、党派とは何かが分析されている。

党派という語によって私が意味するのは、最高権力を掌握している単独ないし複数の者から承認されていない一群の市民であり、それは相互の合意によって結合する場合と、一人の権力によって結束する場合があると考えられる。党派は、国家の内部にある国家のようなものである。国家が自然状態において人間の合一によって発生するように、党派もまた市民同士の新たな合一によって発生するのである。以上の定義によれば、外国人に服従する義務を相互に負う一群の市民は、その外国人が君主であろうと一介の市民であろうと、党派である。また、一群の市民が、国家権力を掌握する者を含むすべての人間に対し、自衛を目的として相互に合意し同盟を結ぶ場合、党派である。人気もまた、それが軍事力を動かす原動力に達するならば、党派を合意するといえる。ただし、人

質その他の形で担保がとられている場合は党派とはいえない。また、過剰な私財も党派である。というのは、すべてものは金銭にひざまづくからである。(傍点は引用者) (DC, Chap. 13, § 13)

このような党派の詳細な分析は、『市民論』だけに見られる。『法の原理』は、短期議会の解散直後の著作である。短期議会は、主教戦争の戦費調達のため、十一年の親政のちに開かれたが、国王と議会は決裂し、三週間で解散した。しかし、その段階では「古来の国制」の枠組みはまだ存在していた。一方、『市民論』の出版は、「民兵条令」の可決直後である。民兵条令は、軍の統帥権を国王から議会に移管する内容であった。国王はこれに従うことを禁じる布告を出した。どちらの指示が本当の妥当性を有する「法」なのか。こうした緊迫した状況が「国家の内部にある国家」という言葉に表れている。『リヴァイアサン』の時点では、ロンドンから「過剰な私財」を投入された議会が勝利していた。<sup>(53)</sup>『市民論』で危惧されていた党派は、すでに軍事力によって主権者の座についていたのである。

### (3) 経済

第一四節以降は、単に生き延びるということではなく、「よく」生きるために必要なこと、つまり、市民の生存に必要なものを確保する政策ではなく、市民がより豊かに暮らすことができるための政策が論じられる。

さて、第一四節では、国富の増大を目的とする政策が提示される。国富が増大するには、市民が①勤勉であり、②節約をし、③天然資源が開発されることが要件である。ここでは、ふたつの点が重要である。ひとつは、国富増大の手段として戦争がはっきりと否定されていること、もうひとつは、①の要素、言い換えると、③の開発とは区別される純然たる「労働」が重視されていることである。



まず、ホップズも指摘するように、戦争が一種の経済活動であった時代がある。

古代社会には、略奪による生計と呼ばれる一種の生活様式があり、それは同時に、一種の生業であった。そのような社会状況では、略奪による生計は、それが勇敢に実行され、残酷にならない限り、自然法に違反せず、また、称賛の対象になることもあった。彼らの略奪はほとんどの物に及んだが、人命と耕作用の牛・農具には手を触れないというのが流儀であった。(DC, Chap. 5, §2)

しかし、もはや略奪経済の時代ではない。つまり、国際関係は自然状態であり、したがって、相手を減ぼす力量をもつという意味で、各国は平等である。そのような条件下で戦争をすることは危険である。「利益を得る手段としてみた場合、軍事活動は、賭け事のようなものであり」、「多くの場合、人の財産を減少させ、成功をもたらすことはほとんどない」(DC, Chap. 13, §14)。ホップズは膨張主義を否定する。軍事活動は生き延びるためのぎりぎりの手段であっても、「よく」生きる手段ではない、というのである。

では、膨張主義を採らないで国富を増大させるにはどうすればいいか。注目すべきは、「海洋上の島に建てられた国家で、居住に必要なだけの土地しなくても、そのような国家が富裕になるには、農業や漁業に頼らなくとも、交易と手工業さえあればよい」(DC, Chap. 13, §14) という記述である。自然を直接に相手にする労働ではなく、商業における非自然的な労働が国富増大の原因として評価されている。その具体的内容として、「航海技術」「工業技術」「数学的知識」が列挙される。とりわけ、航海技術は、大航海時代以降、香辛料の貿易にとって重要だった。

ところで、このような経済政策の前提には、私有財産制がある。それは、すでに触れたように、法人国家の存在そ

のものに組み込まれた基本的な制度である。

では、この制度は、法人国家の設立当初、どのようなものであったのだろうか。つまり、経済的発展のスタート地点における権利の当初配分はどうであったのか。そして、この問題は、その後の経済政策に影響を及ぼしているのだろうか。

法人国家は、以下のような社会契約によって設立される。

各人がその身を保存するために不可欠なことは、各自がある種の権利を放棄することであった。まったく同様に、各自はわが身の保存のために、ある種の権利を留保しなければならない。すなわち、身柄を防衛する権利、大気、水、その他生存に不可欠なすべてのものを享有する権利を手元においておかねばならない。したがって、平和に入っていく人間は、多くの共有の権利を手元に置く一方で、多くの個人的な権利を獲得する。ここから、以下のように指令する第九の自然法が導かれる。「各自がわが身のために請求する権利は、これをすべて自分以外の人にも認めなければならない」。もしこれを拒否するならば、前節で承認された平等を空言とすることになろう。すなわち、社会に入っていくにあたり平等を承認するとは、人間が社会に入るための不可欠の条件、平等な権利を認めることでなくて何であろう。(DC, Chap. 3, § 14)

この記述から明らかなのは、国家設立時の当初配分は平等であったということである。社会契約は、同等の条件で結ばれたのであるから、手元に留保した権利は平等である。

だが、国家の設立当初は平等であったとしても、現在はそうではない。経済的格差は努力によっても偶然によって

も、立法によっても生じる。そして、なにより、市場取引や贈与など、なんら権利侵害をとまなわない、「無害の自由」（次節参照）の行使によって格差は生じる。

私有財産の売却においてこれと引き換えに得られる最高の価格で売る場合、買い手に対して何の権利侵害も加えられていない。買い手はその品物を得たいと望み、購入しようとしたのである。また、私有財産の一部を人に与える場合、その人が他人よりも優れているわけではないのに、過分な分け前を与えるとしても、そこで与えられるものについて同意がある以上、誰に対しても権利侵害は加えられていないのである。（DC, Chap. 3, §6）

そこで問題は、当初配分の平等の回復、経済的格差の解消が政策課題になるかどうかであるが、ホブズはそこまでは考えないであろう。たしかに、『リヴァイアサン』では、救貧が国家政策のひとつとして挙げられている<sup>54</sup>。しかし、伝統的には救貧は教会の仕事であり、それを国家が行うべきだと考えられるのは一九世紀になってからである。ホブズは、「貧困が、たとえ自分自身の浪費あるいは怠惰から生まれた結果であっても、貧困は国家の統治者の落ち度によるとされ、自分たちは課税によって押さえつけられ、搾り取られていると主張される」（DC, Chap. 13, § 10）と述べているが、貧困は基本的に自己責任であると考えられているようである。『リヴァイアサン』が挙示する慈善も、不測の事態など自分の責任によらずして自活不能に陥った人が対象なのである。

#### (4) 無害の自由 *libertas innoxia* の保障

第一五節から三つの節にわたって「無害の自由」（*libertas innoxia*）について論じられる。これは、「最高権力者に

よって命令も禁止もされていない事柄について」の各人の裁量の自由であり、私的所有権とは別の種類の法的権利である。ホップズは、「市民の一挙手一動足がごとごとく法律の規制の範囲内に収まったことはないし、また、市民の活動の多様性を考えれば、それは不可能である。したがって、最高権力者が命じたり禁じたりしていない事柄はほとんど無数にあるといわねばならない。」(DC, Chap. 13, §15)というから、「無害の自由」は、行動の選択にかかわる。一方、所有権は、物に対する排他的支配である。また、すでに述べたように、「市民論」第三章は、『法の原理』第二章とは異なり、所有権の扱いを政策論からはずしていた。<sup>(55)</sup>

この「無害の自由」は、前節で論じられた「労働」とその成果である「国富」の前提である。つまり、経済活動を自由に行う権利である。『法の原理』第二十八章でこの自由は、「人間が場所から場所へと快適な通行を許され、また、捕囚・幽閉されて必要物資の運搬が困難になったり、まったくそれができなくなったりすることがない」と表現<sup>(56)</sup>されている。『市民論』では、それが法的権利として理解され、つぎのように述べられている。

自由は、実定法の許可によって手つかずのまま市民に残されている自然権の一部分である。水は四方を堤防で囲まれるとよみ腐敗する。逆にまったく堰き止めなければ、水は四方に流れ出す。つまり、水は多くの出口があれば、それだけ自由なのである。これと同様なことが市民についても言える。市民は法律の命令による以外何もしてはならないというのであれば、主体性を一切持たないことになるが、一方、まったく法律による規制がない場合には市民は放埒に流れて健康を害するであろう。(DC, Chap. 13, §15)

ここには、『法の原理』で語られていた「人間の快適な通行」・「必要物資の運搬」は言及されないが、そういうこ

とがらを含む一般名称として「無害の自由」が自然の権利の一部であるといわれている。そのなかには、すでに述べた売買や贈与の自由も含まれていると考えられる。

人間の快適な通行と必要物資の運搬が、「無害の自由」であるということは、すでにグロテイウスが論じている。グロテイウスは、『自由海論』第五章「東インド諸島へ行くまでの海と、その海を航行する権利とは、先占（占有）によっても、ポルトガル人の独占とはならない。」において、「国民全体のものであれ、個々の人間のものであれ、とにかく、私有の財産となった土地においてさえも、もちろん武装することなくかつ無害のものであるかぎり、その通過は、ちよど河から水を飲むことが禁止されえないのと同様に、いかなる民族に属する人間に対しても、正当に禁止されえない」と述べ、つづけて、その理由として、「諸民族は、……その使用によって、所有者の地位がすこしも害せられることにはならないような使用の権利を、保有している」と論じている。<sup>(57)</sup>海がだれかに占有されている場合ですら、無害の通行は権利として認められる。海がだれにも占有されていない場合は、もちろん認められる。前者の場合は、占有者の地位・権限にとつて無害であり、後者の場合、海は共有物あるいは公共物であり、そこにおいて無害の通過（*innoxius transitus*）は、「人類社会の法によつて」正当である。<sup>(58)</sup>

ここに述べられているのは国際法上の無害通航権であるが、そこにおける論理は、法人国家の内部における「無害の自由」にも当てはまる。それは、「すべてのものに対するすべての人の権利」ともいわれる自然権の一部であり、共有物を使用する権利である。また、その共有物が政府に管理される公共物だとしても、無害の自由は、政府の管理権を侵害するものではない。先にあげた水と市民のアナロジーに即して考えると、法人国家は、水（市民）を管理する権限をもっているが、その管理のための水路設置（立法）はある程度にとどめ、水（市民）は、部分的ながら、自然のままにおかれる。そのとき、水（市民）は、自由に流通（移動）する。もとより、どのぐらい水路（法律）を作

るかというのとは一種の技術であって、治水技術も立法技術も、「技術の目的は利益である」(前出)という原理に従う。

さて、「無害の自由」は、二つの理由によって困難に陥る。立法の過剰、罪刑法定主義の無視、裁判所の機能不全である。いずれも、法律にかかわる問題なので、以下の議論の前提として必要な限りで、ホッブズの法理論を述べておく。ホッブズにおいて法的妥当性をもつ法はいわゆる実定法のみであり、それは法人国家の命令である。それは、「権利分配にかかわる法」と「処罰にかかわる法」からなる。「各人にとっていかなる作為ないし不作為が適法であり、また、違法であるかを知らせるのが権利分配にかかわる法である。一方、処罰にかかわる国の実定法は、法に背く人間に科すべき刑を規定する法である。」(DC, Chap. 14, §6)そして、このふたつの法は、実定法を構成する不可分の要素であって、異なるふたつの種類ではなく、前者の名宛人は、すべての市民、後者の名宛人は、公職者であるといわれる (DC, Chap. 14, §7)。

以上の点をふまえると、第一五節では、すべての市民を名宛人とする権利分配にかかわる実定法が問題にされていることがわかる。

容易に思い出せる数以上の法律があって、理性それ自体が禁ずる以上に多くの事柄を法律が禁じている場合、悪意はまったくなくにもかかわらず、法律を知らなかったために、わなに捕まるようにして法律を破ってしまうことが必ず起ころである。こうした状況は、無害の自由とは相容れない。(DC, Chap. 13, §15)

立法の過剰は、法律の不知を招く。法律の内容を知るということは、法律の制定者を知るということとともに、法律を有効なものにする要件である。立法の過剰は、その要件のひとつを無効にするおそれがある。

では、どの程度、法律によって人間の行動を規制すれば、市民は効果的に自由を享受できるのか。その規準は、「市民と国家の福利」といわれる。過剰な立法を避けてのびのびと市民を活動させてその成果を享受せしめ、同時にまた、過剰な自由によって市民相互の衝突や退廃が起きないように配慮しなければならない。

第一六節では、いわゆる罪刑法定主義、「市民が事前に知り得、予見できる制裁のほかには恐怖がまったくなくということ」が、市民の自由にとって重要であると論じられる。<sup>59</sup>ここで問題にされるのは、処罰にかかわる実定法のありかたであり、立法技術上の問題である。ホッブズはふたつの場合について考察する。当該行為は権利分配にかかわる法律に反するが、①制裁が規定されていないので、有罪になってもかまわないと思われる場合、②制裁は規定されているが、その行為によって得られる利益が制裁によって被る損害を上回る場合である。

いずれの場合も、立法技術上の欠陥・不備である。②の場合に、刑の重さが犯罪を抑止するのに足りなかったと事後に気づき、規定よりも重い刑を科すとすれば、「立法者は他人「被告人」を身代わりにして自分自身が犯した過ちを処罰している」といわれる。もともと、ホッブズが罪刑法定主義を支持する理由は、なんらかの立憲主義的原理ではない。ホッブズは、国家権力の絶対性と両立するかたちで、しかも、国家権力の自己拘束性を予定しないで罪刑法定主義を説く。そのために、ホッブズは、「法を破ることで自分の享受する善が、現状よりも大きくなるように見え、あるいは、自分の被る害悪が、現状よりも小さくなるように見える場合、人間はつねに法を破ろうと決意する。」(DC, Chap. 5, §1)とこう事実をふまえて、いわゆる心理強制説を論じる。

処罰の目的は人間の意思を力づくで押し切ることではなく、人間の意思を形成することである。つまり、制裁の内容を確定した人間がかくあるべしと望んだとおりに人間の意思を矯正することが処罰の目的なのである。とこ

ろで、秤量とは、われわれが取りかかろうとする行為の長所と短所を（天秤の上に乗せてするように）量ることにほかならない。そこでは比較的重い判断された事項が、それ自身の自然的傾向によって必然的に形となって現れる。仮に、立法者がある犯罪に科した制裁が軽すぎて、恐怖が貪欲に比べて軽く考量されるならば、立法者である最高権力者には、貪欲が処罰の恐怖より重く衡量されたことについて責任がある。(DC, Chap. 13, §16)

①の場合の議論は、すこし込み入っている。刑がまったく規定されていない場合、「公共の利益」を規準にして刑を科することができるといわれる。これは②の場合と論理が一貫しないようにも見える。しかし、ホップズによれば、「権利分配にかかわる法」と「処罰にかかわる法」とは法を構成する不可分の要素であり、何らかの制裁があるという推定がはたらく。そして、刑の規定がまったくないということは、「苦痛の限界を無視した」刑が科されるという推定がはたらく。ただし、いったん何らかの刑を規定すると、この推定の余地はなくなる。だから、その推定がはたらく限りは、裁量によって処罰しても、その程度が少なくとも「苦痛の限界」を超えることはないのである。

裁量による処罰を禁止する実定憲法は、ホップズの体系には存在しないが、政策のガイドラインとしての自然法はある。「実定法に服さない地位にある最高権力者に対して自然法が教示するところでは、報復および処罰に際しては、すでに犯した過去の悪事ではなく、未来の福利を考慮しなければならない。また、裁量によって処罰する場合、公共の利益以外の基準を用いることは自然法違反である。」(DC, Chap. 13, §16)。「未来の福利」、「公共の利益」とは、主として犯罪の抑止による治安の維持である。また、いったん、裁量によって科された刑は、形式的正義の要請に基づき、「その次からは最初の違反者の処罰に準じて制裁が定められる場合もある」というのは、自然的衡平は、同一の違反者は同一の制裁を受けるべしと教示するからである。」(DC, Chap. 13, §16)



第一七節では、司法による権利保障の重要性が論じられる。本節の冒頭で「法律によって認められた権利を恐怖なしに享受できるといふことも、市民になくしてはならない無害の自由と密接にかかわっている」といわれる。<sup>(60)</sup>「法律によって認められた権利」とは、ここでは所有権を指すが、では、その安全な享受がどのような意味で「無害の自由と密接にかかわっている」のか。それは以下のように理解される。「賄賂、圧力、憐憫」によって起こる裁判官の不当な判決は、「悪人に不処罰の期待を抱かせ」、すると強盗、窃盗が横行し、「権利分配にかかわる法」が攪乱され、「自然状態」が再び現れる。そうになると、「無害の自由」（具体的には、商行為や人や物の移動）も、その前提である私有財産制とともに、崩壊する。すなわち、「相互に意思疎通を自由に図り、あちこち移動することがまったくできなくなる。」（DC, Chap. 13, § 17）要するに、この立論は、裁判官の不正によって、まず、法人国家の設立と不可分の私的所有権ないしそれを支える権利分配にかかわる法が侵害され、このことを仲立ちとして、無害の自由がなくなる。これが、所有権と無害の自由の「密接なかわり」である。

以上のように、所有権にせよ、無害の自由にせよ、およそ法的権利を保障する機関として裁判所がうまく機能しなければ、人は自分の権利を守るために別の方法に訴えるだろう。この点につき、『法の原理』も、「人々は、裁判官の不正義によって苦汁をなめ、わが手によって報復する企てに乗り出し、共通の平和を乱す」と述べている。<sup>(61)</sup>

では、裁判所自身の不正義はいかにして矯正されるか。エドワード・クックはかつてジェイムズ一世に対し、親裁を否定してつぎのように言った。「陛下はこのイングリランドの国法をご存知なく、臣民の生命、相続、動産、不動産に関する訴訟事件は、自然的理性でなく、人為的理性、すなわち、法が下す判断によって解決されることが相応しいのであり、その法とは、これを認識することができるようになるまでに長い学習と経験を要する産物であって、この法は臣民の訴訟事件を裁くための、また、陛下を安全と平和の内にお守りする黄金の基準・尺度なのである」<sup>(62)</sup>。要す

るに、法的権利を市民に保障し、また同時に、共通の平和を維持するのは、「人為的理性」コモン・ローなのである。

これに対してホッブズは、親裁を肯定した上、さらに、「通常裁判所の独立性を否定する。最高権力者は「司法自体を自ら直接に実践するにとどまらず、自分が任命した裁判官が司法を實踐するよう制裁を用いて強制すべきである」。「必要な場合にはいつでも、通常裁判所の裁判官を査問する特別裁判所を設置すべきである」。ちなみに、ホッブズはコモン・ローに関連して、「慣習はそれ自体としては法を構成する独立の要素たり得ない」とし、「最高権力者が当該意見の内容が慣習になることを許可した」からコモン・ローは法であると述べている (DC, Chap. 14, § 15)。『市民論』出版の時点で、クックはすでになく、もうひとりのリーダー、ジョン・ピムも翌年に他界した。コモン・ローを基底においた「古来の国制」論は名実ともに消えた。

## おわりに

『市民論』の序文には、祖国の危機に応答するため、構想中の哲学体系のうち、政治にかかわる部分を先行出版するとある。『市民論』は、ポスト「古来の国制」の国家像を呈示するものだった。もはや歴史的伝統によって国家を基礎付けることは不可能であった。そこで、ホッブズは、「イングランド人」といった特定の人民、「イングランド」という特定の国家を超えて通用する普遍的理論を構想した。それが、社会契約による法人国家の設立、および、その目的に関する理論であった。

ホッブズにおける法人国家の設立目的を全体的に見てみると、日本の明治以降の国家ヴィジョンともよく似ている

という印象を受ける。日本でも内戦を経て新しい国家像が求められ、明治政府は天皇中心の民族国家を目標として掲げた。憲法制定時には民間から植木枝盛の急進的な案も出てくるが、天皇中心の民族国家という政府の既定路線は不動であった。

もつとも、法人国家の設立目的は似ていても、ホッブズが描いたその設立過程は、民族国家というコンセプトには不適合であった。だからこそ、『リヴァイアサン』の明治の邦訳には、自然状態から社会契約へというプロセスは割愛されている。また、美濃部達吉の国家法人説も、社会契約論に対して否定的であり、国家有機体説と結びつく<sup>(63)</sup>。それにもかかわらず、ホッブズが示した法人国家の目的の全体像は、日本の近代のみならず現代にもおおむね当てはまる。わたしたちの国家は、ホッブズのヴィジョンからすっきり抜け出ているのではない。

- (1) Q. Skinner (2009) *Visions of Politics: Hobbes and Civil Science*, Cambridge U. P., pp. 13-14.
- (2) F. C. Hood (1964) *The Divine Politics of Thomas Hobbes: An Interpretation of Leviathan*, Oxford U. P., p. 209.
- (3) *Ibid.*, p. 211.
- (4) *Ibid.*, p. 224.
- (5) M. M. Goldsmith (1966) *Hobbes's Science of Politics*, Columbia U. P., p. 206.
- (6) Thomas Hobbes (2000) *Leviathan*, edited by R. Tuck, Cambridge U. P., 244.
- (7) 鈴木朝生『主権・神法・自由・ホッブズ政治思想と一七世紀イングランド』（一九九四年）木鐸社、二九七ページ。
- (8) 松村赳、富田虎男編著『英米史辞典』（二〇〇〇年）研究社、Rump Parliamentの項、六五四―五ページ。
- (9) 『市民論』の訳は、Hobbes (1998) *On the Citizen*, edited by R. Tuck and M. Silverthorne, Cambridge U. P. を基本にしているが、邦訳も適宜参照した。ホッブズ『市民論』（本田裕志訳、二〇〇八年）京都大学学術出版会。『市民論』の引用は、本文中に(DC, Chap. 13, §4)のように表示する。

- (10) このような学問的態度を理由として『市民論』を『リヴァイヤサン』よりも高く評価する意見もある。Thomas Hobbes (2004) *De Cive*, ed. H. Warrender, editor's Introduction, Oxford U. P., pp. 29-30.
- (11) Hobbes, *supra* note 6, p. 239.
- (12) A. P. Martinich (1996) *A Hobbes Dictionary*, Blackwell, p. 285.
- (13) 『法の原理』は、モールスワース版第4巻からの引用である。 *The English Works of Thomas Hobbes*, edited by William Molesworth, Second Reprint, vol. 4, p. 215.
- (14) *Ibid.*, pp. 156-7.
- (15) *Ibid.*, p. 215.
- (16) *Ibid.*, p. 213.
- (17) アダム・スミスも、鳥の例を用いて経済発展を論じている。ここでは人口増加が生産様式を変化させ、産業の発展を促す。その発展のプロセスは以下のようなものである。無人島の男女は、豊かな自然をまえに、野獣を追ったり木のみを採集したりといった生活をする。しかし人口の増加に伴い、狩猟は不安定であるから、獲物を生け捕りにしてそれを飼いつらして増やし、牧畜の時代を迎える。しかしもっと人口が多くなると、農耕が採用され、どのような農作物を栽培するかについて分業化が始まる。この分業化は剰余物を生みだし、それを交換することにより快適な生活を送ることができるようになる。そしてやがて、商工業の時代が到来する。 Adam Smith (1982) *Lectures on Jurisprudence*, Liberty Classics, pp. 14-16.
- (18) Hobbes, *supra* note 13, p. 215.
- (19) *Ibid.*, p. 215.
- (20) *Ibid.*, p. 217-8. (the syndication of judges and other magistrates)
- (21) *Ibid.*, p. 216.
- (22) Q. Skinner (2002) "Classical liberty, Renaissance translation and the English civil war", in his *Visions of Politics*, vol. 2, Cambridge U. P., p. 326.
- (23) E. Vallance (2009) "The dangers of prudence: salus populi suprema lex, Robert Sanderson, and the 'Case of the Liturgy'", 23 *Renaissance Studies*, no. 4, p. 541.
- (24) Skinner, *supra* note 22, p. 333.

- (25) Vallance, *supra* note 23, pp. 541, 543.
- (26) Michael Lobban (2007) *A History of the Philosophy of Law in the Common Law World, 1600-1900*, Springer, p. 75.
- (27) Hobbes, *supra* note 13, p. 214.
- (28) *Ibid.*, p. 213.
- (29) J. P. Kenyon ed. (1993) *The Stuart Constitution 2<sup>nd</sup> edition*, Cambridge U. P., pp. 222-226.
- (30) B.Tierney (1997) *The Idea of Natural Rights*, William B. Eerdmans Publishing Co., Chap. VI, pp. 131-169. なお、本稿(24)「無害の自由」は、法的権利として論じられ、事実問題ではないが（『法の原理』では事実問題である）、「無害」であるというところから、権利同士の衝突は起こらなと想定されている。
- (31) Adam Smith (1984) *The Theory of Moral Sentiments*, Liberty Fund, pp. 77-78.
- (32) Lobban, *supra* note 26, pp. 74-77.
- (33) Smith, *supra* note 31, p. 340.
- (34) Smith, *supra* note 17, p. 398.
- (35) 『福澤論吉著作集第8巻』（二〇〇三年）慶應義塾大学出版会、一六ページ。
- (36) Hobbes, *supra* note 13, p. 220.
- (37) 拙著では、国防の権限の本質性とそれを前提にして展開される国防政策の議論の位相を明確に区別しない誤りを犯していたので、この点を訂正する。山本陽一『立憲主義の法思想』（二〇一〇年）成文堂、九ページ。
- (38) 『歴史学事典 7 戦争と外交』（加藤友康編、一九九九年）弘文堂、六八五ページ。
- (39) 浜林正夫『増補版 イギリス市民革命史』（一九八五年）未来社、一三二ページ。
- (40) 歴史学事典・前掲注<sup>(38)</sup>六八五-六八六ページ。
- (41) Martinich, *supra* note 12, p. 236.
- (42) 「人民はつねに財布をもち、人民の代表が議会において同意しないかぎり、一銭たりとも国王から負担を強いられることはありえない。このことが、王権を抑制・制限し、宮廷のはなはだしい放蕩・不節制を妨げ、君主を質素にし、無用の戦争を防止したのである。」G. Lawson (1996) *An Examination of the Political Part of Mr. Hobbs His Leviathan*, Routledge/Thoennes Press, p. 132. 原典は一六五七年刊。

- (43) Hobbes, *supra* note 13, p. 219.
- (44) *Ibid.*, p. 219.
- (45) *Ibid.*, p. 218.
- (46) *Ibid.*, p. 219.
- (47) *Ibid.*, p. 219.
- (48) 山本・前掲注<sup>37)</sup>二二二ページ参照。
- (49) D. Jackson (1973) "Thomas Hobbes' Theory of Taxation", 21 *Political Studies*, no. 2, p. 177.
- (50) *Ibid.*, p. 177. 金銀の貯蓄が国富の増大であるという議論については Hobbes, *supra* note 6, p. 174.
- (51) Hobbes, *ibid.*, pp. 238-9.
- (52) *Ibid.*, p. 239.
- (53) ロウソンによると、ロンドンには議会のために人と金を出して支援したが、自らの利益を図るための条件をつけ、それを断れない議会からすると、ロンドンの申し出は命令も同然であった。Lawson, *supra* note 42, p. 142.
- (54) この点をとらえて、ホッブズの政策論に福祉国家への指向があると論じ、その論拠を自然法に求めるのが、J. W. Seaman (1990) "Hobbes on Public Charity & the Prevention of Idleness: A Liberal Case for Welfare", 23 *Polity*, pp. 105-126.
- (55) 拙著では、この区別をしておらず、本章一五節の「実定法の許可によって手つかずのまま市民に残されている自然権の一部分」を、実定法によって「すべてのものに対する権利」が限定されたものとして理解する誤りを犯し、「無害の自由」の固有性についても無理解であった。この点について訂正する。山本・前掲注<sup>37)</sup>一一一ページ。
- (56) Hobbes, *supra* note 13, p. 215.
- (57) 伊藤不二男『グロティウスの自由海論』(昭和五九年)有斐閣、二四二ページ。
- (58) 伊藤・前掲書、二二二、二〇五ページ。
- (59) 『リヴァイアサン』第二十七章は、犯罪訴追の免除理由を列挙するなかで、そのひとつのケースとして「事後立法」を挙げている。Hobbes, *supra* note 6, p. 203.
- (60) タックの英語訳では「法律によって認められた権利」つまり、所有権が、「市民になくはない無害の自由のもう一つの構成要素である」となっており (Hobbes, *supra* note 9, p. 152)、邦訳では所有権の享受が、「市民にとって必要な無害な権利に属し

ている」となっている（ホッブズ・前掲注⑨二六五ページ）。原文は「ad innoxiam & necessariam civibus liberam pertinet」である。Hobbes, *supra* note 10, p. 204. いずれの訳でも、所有権もまた無害の自由のひとつの形態と理解されているように思われる。しかし、本文で述べた理由から、これらは別のものと考えられる。

(61) Hobbes, *supra* note 13, p. 217.

(62) Kenyon, *supra* note 29, p. 81.

(63) 長尾龍一「美濃部達吉の法哲学」『日本憲法思想史』（一九九六年）所収、一八四―五ページ。

（やまもと・よういち 法学部教授）